

- 日 時 平成27年8月26日(水) 14:00~17:25
 - 場 所 総合企画局企画調整課会議室(川崎市役所第3庁舎12階)
 - 出席委員 名和田委員長、岸本副委員長、岩本委員、小倉委員、齊藤委員、下川原委員、末吉委員、治田委員、廣岡委員、村瀬委員(以上委員10名出席)
 - 事務局 総合企画局自治推進部: 山田部長、勝盛担当課長、藤井課長補佐、鴻巣担当係長、山口担当係長、大橋主任、佐藤職員
 - 関係者 市民・こども局市民生活部市民活動推進課: 三田村担当係長、長岡職員
 - 傍聴者 0名
 - 議 題 1 前回審議の振り返り(公開)
2 委員会報告書(案)について(公開)
3 その他(公開)
 - 配布資料 資料1 第6回検討委員会における意見の整理
資料2 多様な主体へのインタビュー結果
資料3 報告書素案に反映した主な委員意見
資料4 報告書たたき台に関する主な委員意見
資料5 委員会報告書素案(事務局素案)
資料6 今後の施策等に関する提言に向けた検討シート
-

開会 進行役: 名和田委員長

■事務連絡(勝盛担当課長)

- ・会議の公開について
- ・会議録・ニュースレターの作成、写真撮影等について
- ・配布資料・参考資料の確認

1. 前回審議の振り返り(資料1)

資料1に基づき、前回の委員会の審議の振り返りについて、事務局から説明があった。

2. 委員会報告書(案)について

(1) 事務局からの説明

①多様な主体へのインタビューについて(資料2)

資料2に基づき、多様な主体へのインタビュー結果について、事務局から説明があった。

②協働・連携に関する庁内の検討状況について

協働・連携に関する庁内の検討状況について、事務局から説明があった。

③報告書たたき台に対する委員の主な意見について(資料3、4)

資料3、4に基づき、報告書素案に反映した主な委員意見及び報告書たたき台に関する主な委員意見について、事務局から説明があった。

④報告書素案について（資料5、6）

資料5に基づき、報告書素案について、資料6に基づき、今後の施策等に関する提言に向けた検討シートについて、事務局から説明があった。

（2）委員会報告書（案）に関する意見交換

①報告書素案（1・2章）について

齊藤委員 言葉の問題ですが、P10上から2行目「これらを束ねた地区社会福祉協議会」とありますが、「束ねた」という表現が気になりますので、例えば「こうした行政委嘱委員の民生委員、児童委員等と地域住民により構成され、住民主体による地域福祉の推進を目的とした地区社会福祉協議会という組織があります」はどうでしょうか。少し長過ぎますか。

事務局 趣旨は分かりましたので、調整します。

名和田委員長 地区社会福祉協議会は会員制組織ですので、社会福祉協議会としてはそのように説明されているのだと思います。

廣岡委員 企業との連携について、川崎市は包括連携協定を結んでいると思いますが、そのことについて(3)企業や大学等との連携の状況のア（P10）に記載があると良いのではないのでしょうか。

事務局 例えば、いつ時点で川崎市がどこと包括協定を締結しているかが分かれば良いということでしょうか。

廣岡委員 協定の数は良いのですが、そういう仕組みがあるということが分かるようにした方が良いと思います。

名和田委員長 コラム欄のようなものを設けて記載する方法もあると思います。そうでなければ、どこかに記載した方が良いかもしれません。

事務局 当初はコラムのようなものを挿入しようと考えていたのですが、意外に分量が多くなってしまったので、本文の中に入れていこうと思います。

治田委員 P10(3)企業や大学等との連携の状況のアの下から2つ目の黒丸ですが、市民活動とソーシャルビジネスは別物ではないと私は思っています。ソーシャルビジネスの方が良いわけでもないのですが、この文章だとそのように読めてしまいます。ボランティアを中心とした市民活動と事業性を意識したソーシャルビジネスと併記すれば良いのではないのでしょうか。市民活動も地域課題や社会的な課題を解決しているし、このあたりも取り上げ方が違うと思います。それから記載箇所によって、説明が異なっているので、全体を見直していただければと思います。

名和田委員長 川崎市の報告書なので川崎市民が見て、こういう書き方に違和感があるかどうかが大変な視点だと思います。川崎市民にとって、ソーシャルビジネスと市民活動は別だというイメージが勝っているのか、それとも市民活動は色々な手法でやるのであり、場合によってはビジネス的な手法を活用することもあるという認識が普通になっているのかだと思います。こういうことはかなりのスピードで変わってくると思います。数年前は、コミュニティビジネス

はほとんど認知度がありませんでしたが、今ではそれが普通に語られるようになっていきます。

廣岡委員 ソーシャルビジネスは手法だと思います。市民活動団体でもそういうビジネス的な手法を使って地域課題を解決するということもあり、市民活動的な取組の事業者、コミュニティビジネス事業者いずれも市民活動団体であるといえます。

名和田委員長 手法としてかなり明確に意識されているということでしょうか。報告書では手法ではなく、団体類型みたいなものとして記載されているように思いますが、そうではなく市民活動団体はボランティア的な手法でもやりますが、同じ団体がビジネス的な手法で収益事業をやっていることもある。そうすると、コミュニティビジネス、ボランティアなどは全て手法の問題で団体類型ではなく、ある団体がビジネス団体であったり、ボランティア団体であったりするものであり、いろいろな手法を使い分けているという方が川崎市に合っているのではないのでしょうか。

事務局 P10では、確かにソーシャルビジネスを企業の中に入れていますが、P6の活動の担い手の多様化の説明の中では、市民活動も多様化していると、4つ目の黒丸で触れているので、改めて全体を見直したいと思います。そうしたロジックや文脈のねじれ、表現がこなれていないのはおっしゃる通りなので再整理したいと思います。

治田委員 手法と言われればそうなのですが、現場では営利、非営利という枠組ではなく事業が展開されていて、そこに制度が追いついていない状況です。

例えば、介護事業者では株式会社でもNPOでも同じ制度が仕組みとしてありますが、NPOなら若者就労支援のエントリーができますが、株式会社はできません。実際には事業を行っている人もいます。まさに手法です。

事務局 団体類型の多様化に制度がまだ追いついていないということが書かれていないということでしょうか。

治田委員 そこを指摘しないとイケません。おそらく市民活動をやっている人たちが全て任意団体やNPO法人をやっているかということそうではありません。

また、もう1つの問題は、一般社団法人と公益社団法人制度ができていの中で、それらの団体はその手法を採用したところで何のメリットもないのですが、メリットがなくても採用している人たちもいるという状況です。そのあたりの整理を上手くしてもらえればと思います。

事務局 確かに団体類型の多様化については、第3回の委員会で取り上げていたのですが、まとめる過程で欠落してまったので、今のご意見を踏まえて修正し、少しずつ熟度を上げていきたいと思います。

名和田委員長 コミュニティビジネスの形態も多様化しています。従来は非営利原則を採用したやり方や、協同組合原則でやっていました。また、今、国で検討されている法人制度は、非営利原則には立たない法人制度が出てくる可能性もあります。しかし、そういうものも全てコミュニティビジネスと言っており、コミュニティビジネスに関する指針などの文章を見ると、NPO法人だけではなく、株式会社の活動も含まれています。市民活動団体からNPO法人になる、あるいは一般社団法人になるという以外に株式会社になるという人もいて、そういう意味ではソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの形態自体も多様化しており、営利原則に立つ法人、協同組合原則や非営利原則に従った団体と、さまざまな形態が出てきているということではな

いかと感じました。

小倉委員 かわさき市民活動センターでは、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスと市民活動は分けて考えています。川崎市でもそうだと思います。

川崎市ではKS コミュニティ・ビジネス・アカデミーが専修大学で始まって、現在はKS（川崎・専修）ソーシャル・ビジネス・アカデミーとして実施しています。かわさき市民活動センターで、その受講生の研修等も受けていますが、自分たちは市民活動ではなく、コミュニティビジネスだと言う人が多いです。私に関わっているNPO法人等にインターンシップで来た人からも、NPO法人は採算が取れないが、我々はコミュニティビジネスだからという話をかなり聞いています。そういうことから、かわさき市民活動センターでは、コミュニティビジネスはいわゆる市民活動とは少し違うと捉えています。

名和田委員長 やはり報告書で市民活動をソーシャルビジネスやコミュニティビジネスと分けて記載する根拠はあるということだと思います。区別している場合も川崎市内には十分あるということで、そこをうまく書いてほしいと思います。

事務局 市民活動の多様化の文脈の中で、特にソーシャルビジネスといった新しい潮流として描くことを狙いとしたのですが、そのバランスは少し整理してみたいと思います。

岸本副委員長 P7に地域包括ケアシステムが地域における互助の取組の必要性として取り上げられていますが、地域包括ケアシステムは地域における互助の取組に限定されるものではないと思います。むしろP8の「4 地域における協働・連携の状況」の中の1つの事例やコラム欄でも良いと思います。協働・連携のあり方を検討する上で、地域包括ケアシステムの考え方が1つの参考になるのではないかと思います。書き方についても、互助を強調するより、職種間連携のような事業体の連携という形でご紹介いただければ良いと思います。

名和田委員長 専門機関や地域ケア会議はそういう構成だと思います。記載場所や注意書きなどで誤解を生まないようにしていただきたいです。

廣岡委員 言葉の問題ですが「はじめに」や「第2章」に市民社会の底上げという表現が出てくるのですが、「底上げ」という言葉は低いものの水準を上げるという意味だと思うのですが、現状はそういう理解なのでしょうか。市民社会は成熟しているという認識でいるので、何となく違うような気がします。

名和田委員長 「基盤強化といった表現が良いのではないのでしょうか。

事務局 一通り見直してみます。

治田委員 P17「イ多様な主体間による市民社会の底上げ」の一番下の黒丸で、ソーシャルインパクトなどに触れているが、ここに入るのは唐突な感じがします。それほど議論もしていません。もし取り上げるのであれば、もう少し言葉を足さなければいけないと思います。

それから、同じ項目の一番上の黒丸で市民活動を捉えていく上で重要だと思うのは雇用の創出とありますが、これは川崎市の現状に合致しているのでしょうか。もしそうであれば川崎市がそういう施策を実施すれば良いのですが、このあたりの議論は、今まではボランティアと言っていたので、少し丁寧に取り上げた方が良いと思います。

事務局 第2章は委員会としての提言の前にこのような議論があったということを説明する位置づけになりますが、先程のソーシャルインパクトが少し唐突すぎるので説明が必要など重複感

や似たような表現が違う言葉で出ていることがありますので、もう一度改めて全体を確認したいと思います。

最終的には、全体としてどういう意見があったかということで、共通して言えるのはこういうことで、あるいは相反する意見があれば一方でこういう意見もありましたというようにまとめて整理したいと思います。

廣岡委員 P19、20の「5 協働・連携を支える人材の発掘養成」の(1)のアにもそれと似たような記述が出てきています。「社会に対して良いことを・・・」という部分です。

事務局 P20は「再掲」としてありますが、行政施策、市民同士の連携の推進の2つの軸で整理しているので、どうしても似たような意見があり、どちらにも振り分けられないものは、一方を「再掲」として掲載しています。

廣岡委員 「再掲」でもう一度出てくるのですが、それと表現の違う「雇用の創出」というのは、同じ文脈なののでしょうか、全く違うものなののでしょうか。

村瀬委員 P17は賃金や報酬といったお金に着目していて、P19は人材の掘り起しと、視点が少し違うのではというふうに捉えていますので、それほど違和感はありません。7つの視点で切っているという大前提があるので、お金のことを話し始めた時に雇用のことに何も触れないわけにもいかないのではという気がします。人材のところはもちろん雇用のことを載せなければいけないので、意識的に人材がどういう関わり方をしたら良いかというような書き方になっているのかと感じますが、それに対して雇用の創出が必要だと逆になってしまうことは文章的に仕方ないと思います。

名和田委員長 一般的に報告書の中で、繰り返しは避けられないと思います。むしろ読みやすさのためには必要なことなので、そこはあまり気にしなくて良いと思うのですが、ただ文章のスタイルが整理できていないので、重複していると変な読みにくさのような感じを持ってしまうのかもしれない。

事務局 資金・情報・人材・場の4つの資源を各論として審議してきたことを土台にしているので、それらをくっつけるということもあるかと思っています。そうすると、今度は文章だけが並び、見出しが少なくなってしまうのでバランスで考えたいと思います。

下川原委員 P17の「3 協働・連携の活動資源としての資金」のイで出てくる雇用と、P19の人材では切り口が全然違っていますが、P17では雇用の創出が重要だと言っているのですが、結局のところ雇用をしたいが雇用する資金がないという課題を言いたいのかと思いました。それならここに出てくる意味がよく分かります。

事務局 ボランティアでずっと続けていても継続が厳しいということを、ビジネスという形で雇用創出が必要という文脈で整理しています。

下川原委員 「活動が行き詰まってしまう。だから活動内容や可能性が正当に評価されていく必要がある」という最後の文章を変えれば、ここに出てくる意味が分かりやすくなるのではないのでしょうか。

事務局 議事録をそのまま引用しているところがあるので、もう一度整理したいと思います。

岸本副委員長 社会的な事業体の話が保守的になっていることが7つの視点の整理では見えづらいような気がします。7つの視点でのまとめ方の構造に問題があるような気がします。

例えば、大きなテーマは多様な主体なので、多様な主体の中で協働・連携の担い手が注目を浴びると思うのですが、法人格の問題などが現状のまとめ方だと見えづらくなってしまっているように思います。3章に入った時に受けられない危険性があるように思います。埋没してしまうものの1つにP17の「公共発注の枠をつくるべきではないか」という大きな提案が出ていますが、埋没して見えなくなっています。

「1 多様化する主体や手法を踏まえた協働・連携の捉え方」というところで新しい担い手の位置づけが難しい、または育成方針が明確ではないといったことが分かるような柱立てができないだろうかと思いました。基本的には7つの視点で良いのですが、「1 多様化する主体や手法を踏まえた協働・連携の捉え方」で(1)(2)のレベルで整理しないと、全体的に埋没してしまい、見えなくなるように思えます。

治田委員 川崎市の現状に合わせて取り上げた方が良くと思います。ソーシャルビジネスといった方向はもう少し小さく、別枠でも良いぐらいのことなのか、それよりもむしろ今ある主体がきちんと協働・連携をして、さらに新しい見方としてこういう見方があるという方が良いのか、そこはもっと委員の意見があっても良いと思います。私はソーシャルビジネスの支援者として発言していますが、もともとNPO支援をしており、NPOもそのように見ていかないといけない。体の良いボランティア、体の良い安い下請けといったことではなく、もっとアプローチしていく術をもって良いのではないかと思います。

岸本副委員長 ソーシャルビジネス育成のためではなく、実際に起きていることが新しい形の就業の場づくりであったり、生活が困難な方の自立支援の枠組の中で新しい交流の場をつくるということであったり、そこで実際に川崎方式と呼ばれる新しい方式が生まれていて、担い手を広げたいという実状がある中で、まさに治田委員が言われたような社会的事業体を位置づけるべきだと思います。その位置づけが難しいということは、多様化する主体や手法を踏まえた協働・連携のあり方の中で明確に出すべきではないかと思いました。あるものを育成するかどうか、信頼性の問題ではないと思います。

名和田委員長 P14のあたりだと思うのですが、委員会の議論の流れを見ると、企業と大学という新しい協働の相手方に重点を置いてきたという気がします。ただ、企業と大学だけではなく、ビジネスの手法を取り入れるような新しいタイプの市民活動団体の登場ということもそれと同じくらいインパクトのあることで、現にそういう実態が川崎市でも生じているということです。ソーシャルビジネスや企業等という記載があって、ソーシャルビジネスと企業が何となくイコールになっていて、先程議論していた問題がここに影響してしまっていて、十分本編を仕分けできなくなっていて、このあたりの捉え方のような気がします。

事務局 これまでの委員会意見の重複ですが、議論の経過の過程を示そうと思っている章で、どちらかというと、各回でどういうことをやったのかということを中心としているのですが、意見で出たとおり、主体という軸、考え方や行政施策といった形に置き換えることも当然あり、その方の整理の方がスムーズにいくのであれば、そこもシミュレーションをやってみようと思います。また、もう1つはこれからの話ですが、第3章の2でまとめる、協働・連携全体の切り口と、先程「底上げ」という言葉が出ましたが、それを支える基盤強化という担い手の支援メニューと、実際の地域における取組というような3つの項目から合うような形で第2章を再

構築することもあり得ると思っています。可能性としてはいくつかあり得るかと思っています。

(休憩)

②報告書素案3章「1（仮称）川崎市協働・連携の基本方針の策定に向けて」について

名和田委員長 第3章は提言の部分です自治基本条例に行政と市民との協働が記載してあるのですが、自治基本条例の抽象的なレベルと具体的施策レベルの間の指針をつくりたいということで委員会が立ち上がっています。第3章1はそういう観点で協働・連携に関する基本的な考え方を整理した部分です。

小倉委員 P24の4行目に「個人も、地域を支えるサポーターとして」とあるのですが、目指すべき社会のイメージ図には個人がありません。個人を入れた方が良いと思います。

名和田委員長

P25の下から3行目で「民間」という言葉を使っているのですが、ところどころ「市民社会」という言葉も出てきます。そこは使い分けているのでしょうか。私は民間と市民社会は一緒だと思っていますが、人によっては市民社会で統一すべきという意見もあるかもしれません。

事務局 行政と民間といった感じで使ったに過ぎないので、もう一度見直しをしたいと思います。

岸本副委員長 用語の定義といった項目をつくるのでしょうか。

名和田委員長 用語集を後ろにつける場合もあります。最初のところにいくつかの重要概念を定義するといったようなものもあります。

岸本副委員長 基本方針における基本理念を文章にしたものはあるのでしょうか。

事務局 P23の下線部です。見せ方として囲みを付けることは考えています。ただ「協働とは」「連携とは」とそれぞれの言葉そのものを定義すると、自治基本条例との関係など整理が難しい面もありますので、そこには踏み込まず、協働・連携の基本理念という別の形として、ただ明晰に協働・連携とはどういうものかということをきちんと文章として表現する観点から、下線部の表現としています。

名和田委員長 協働・連携という言い方は最近登場したもので、委員会の元となった課題意識によって、こういう言葉が選ばれていると思います。単に協働というのではなく、協働・連携という形で整理されています。

事務局 協働・連携で1つの言葉という意味合いを持たせています。

名和田委員長 今回、用語集等は特につけなくても良いとお考えなのでしょうか。それほど難しい言葉が出てこないとは思いますが、いくつか馴染みのない言葉もあるかも知れませんが、そこに関しては事務局の方で少しお考えになっていただきたいと思っています。

事務局 注釈ということでしょうか。言葉の定義を厳格に定めるということではなく、言葉の説明ということだと、今回の資料には作業時間の関係で注釈は入れていないのですが、例えばCSRとか、CSVといったものには脚注を入れようと思っています。

名和田委員長 巻末に用語集をつけるという場合もあると思いますが、そこは事務局にお任せしたいと思います。

小倉委員 言葉の意味がすぐ分かるので、脚注の方が良いと思います。

岸本副委員長 P23 の下線部が協働・連携の基本的考え方であるということは理解したのですが、社会課題の解決に向かって多様な主体がその強みをもって関わる仕組みとか、具体的な課題解決のためのアプローチの一手法であるとか、もしくは政策提言でも良いのですが、もう少しアクションのことが入っても良いような気がします。それから、次の黒丸に「それぞれの強みを活かすことで」とありますが、これを下線部に入れても良いと思います。

先程の目指すべき社会のイメージ図でも、企業とソーシャルビジネスは、別物として入れた方が議論は整理しやすいかと思います。

事務局 確認ですが、P24 の目指すべき社会のイメージ図の中にソーシャルビジネスという1つの柱立てを入れるということでしょうか。

岸本副委員長 入れた方が良いと思いました。

名和田委員長 ソーシャルビジネス事業者と市民活動団体が完全な別物ではないということが難しいような気がします。

村瀬委員 目指すべき社会のイメージ図についてですが、全体的に印象としてはすごく平坦だと思っています。今まではこうだったけれど、こう新しくなるという中身のようなことがあまり見えない気がします。周りの円が均等に入っていますが、社会福祉協議会のここにソーシャルビジネスが関わっているとして、同じ丸で表したとしたら、元々そういうものがあるみたいな雰囲気には見えません。現状としてはソーシャルビジネスみたいに社会課題をビジネスとしても捉えるところが出てきたということが入ってきて、それを川崎市として支援していかないといけないところに来ているのではないかという感じがもう少し見えても良いのではないかと感じます。ソーシャルビジネスは手法としてこれからあり得る手法だと思っています。私もKS(川崎・専修) ソーシャル・ビジネス・アカデミーを受講しているので、もちろんそういう部分の趣向で何かを考えていきたいと思っていますが、このまま全てが同じみたいな雰囲気ではなく、メリハリというか、例えば今までの協働・連携はこのようなあり方だったのだが、これからはこういう主体も増えた、だから多様化したというような流れがもう少し見えても良い気がします。

小倉委員 今まではこのような連携はなかったと思います。いろいろな主体が関わる形ではなく、AとB、つまり行政と企業、行政と市民活動団体、行政と町内会といった関係はありましたが、行政と町内会と市民活動と社会福祉協議会という感じで複数の主体が集まって何かをやるということはありませんでした。イベント等ではあるかも知れませんが、政策としてはないです。

名和田委員長 いずれにしても目指すべき社会のイメージ図でイメージされるような連携のあり方をもう少し時間軸的、動的に図にできないかということです。

事務局 実際「川崎市」としての協働・連携の基本方針というのは、第1章と第3章(1)から構成されると考えていまして、川崎市におけるこれまでの協働の取り組みから振り返りを行い、市民活動支援指針、あるいは自治基本条例で三本柱の1つに位置付けがあり、協働型事業のルールで市民活動団体に限定して協働型事業を実施してきましたが、近年、地域課題の複雑化、あるいは担い手の多様化によって、企業やソーシャルビジネスの柱立て、大学や市民団体の連携も行われているという現状を踏まえて、川崎市の基本方針としてこの第3章に記載されてい

ることが出てくるというイメージとなっています。これまでの時間軸の流れがあり、環境変化があり、これからは協働・連携でなければいけないということをうたって、基本理念に繋がるということが、川崎市としての協働・連携の基本方針の骨子となります。

今回、委員会からの報告書をいただいた後に、報告書を参考にこの基本方針について、庁内調整の手続きを経て、パブリックコメントをかけて、平成28年3月に策定することを予定しています。

名和田委員長 そういう点からして、村瀬委員の言われた時間軸の動態について、どういう図にしたら良いでしょうか。

事務局 例えば、これまでの現状として、行政とそれぞれの主体は繋がっていたが、主体同士の横のつながりはなかったということが、こういう望ましい形に変わることを目指すということが分かるような図が良いのではないのでしょうか。これまでのイメージ図がこうだとすると、目指すべきイメージ図はこういうものということで前後を表してはどうでしょうか。

村瀬委員 時間的な動態性は分かるのですが、それだと皆さんが議論していたところのニュアンスといったものが出てこない感じがします。

事務局 もう1つこの提言部分の難しいところは、P5のピラミッドの第二階層に当たるところにあります。例えば、ソーシャルインパクトボンドや公共調達の仕事みや、いろいろな人材マッチング、プロボノ等の個別の施策は、今後、第二階層としての基本方針を受けて各課が実際の事業を立ち上げて進めていくことになるため、どちらかというところ、この後もう1つの提言である「今後の検討課題や施策の方向性について」というところに記載することになります。したがって、この提言1の部分はどうしても抽象的になってしまいます。

名和田委員長 まさに協働・連携の基本指針をつくっていくために、市民側としてどう考えているかということをご自分でかなり意識していて、基本的な方針というか理念を記載しているので、それは委員会のミッションとイコールになるわけです。

岸本副委員長 これからの協働を図で示すという村瀬委員の意見に賛成します。そういう意味でP23の下線部に、やはり多様な主体と一緒にやるということ、それから現場が関わるとということが出ていて、もう少し取組の主体感が出ていた方が良さそうな気がします。さらに課題解決と社会革新という新しいものをつくるということで、P25に「新しい価値の創出」という記載があるので、社会革新や社会の新たな価値の創出というのは、なぜ協働・連携なのかということをご最初に打ち出すべきではないかと思えます。例えば、似ているのですが、行政、企業、非営利セクター、あるいは社会的経済等の多様な主体がセクターの枠を超えて、互いの強みを持ち寄り、地域の課題や社会革新に向けて取り組むことを通じ、最後の暮らしやすい地域社会の実現を図るというふうには、もう少し私たちの気持ちを盛り込みたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 今日いただいた意見は当然反映して必要な整理を行い、さらに精度を上げていきたいと思っています。さまざまな要素を取り入れると一つの文章が長くなり、わかりにくくなる問題があります。例えば、複数に分割するなどの整理も場合によってはあるかと思いました。もう一度見直してみます。

小倉委員 別の委員会では、はじめにエッセンスを太字で書いて、その下に説明を書くというや

り方をしていました。そうするとパッと目に入ってきて分かりやすいと思います。つらつらと文章で書いてあっても頭には入らないです。

事務局 参考にしたいと思います。

②報告書素案第3章「2 今後の検討課題や施策の方向性について」について

名和田委員長 川崎市が協働・連携の基本方針を作成するにあたって、委員会として行う提言の核心部分です。議論が進むように事務局で資料6を作成しています。具体的な事例を想定した方が議論しやすいのではないかとということで、3つの事例が書いてありますが、これに限る趣旨ではありませんので、他の想定される事例も含めて議論していただければと思います。

岸本副委員長 こういう時には小グループに分かれて作業し、その後、それぞれの担当者から報告という形にすると時間短縮になります。資料6の空欄を埋めるのがやりやすいと思いますが、いかがでしょうか。資料6の背景というのは、協働・連携の議論では、地域密着型の部分と全市民的あるいは事業型の部分というものを一緒に議論をしているので、どうしても混乱してしまうことが出てきてしまうのだと思います。

名和田委員長 地域密着型の部分については、別途、小委員会でも検討することになると聞いていますが、それでは少し自由に隣同士で5～6分程度議論してみましよう。

(4 グループに別れ、グループごとに議論)

名和田委員長 どういうことを話して、どういうアイデアが出たかを発表していただきたいと思います。

【名和田委員長・岸本副委員長のグループ】

名和田委員長 事務局が作成した資料6は、具体的取組事例で考えていこうというのですが、行政がつくる仕組みで施策としていくことも考えられるのではないかとということで、1つは協働・連携の取組を行い、成果指標や評価指標の設定と共有における行政の役割や協働契約などの仕組みをつくるといった新しいタイプの協働・連携においても行政が制度的な枠組をつくるということが考えられるのではないかとということです。

もう1つは、国がいろいろと動きやすい新しい法人形態を設計しているのですが、その先取りのことが考えられるのではないかとということです。もちろん、法人そのものは法律事項なので、法律ができないといけないのですが、例えば、株式会社も定款を制限させることで非営利的な、市民活動的な主体にもなるわけです。ただ、それが定款変更などですぐ変わってしまうと信頼性が疑われてしまうので、安心な法人制度が必要だということはあると思うのですが、いろいろと現行制度上、工夫は可能で、そういう仕組みは行政が条例等で作るということも考えられるのではないかとすることを議論しました。例えば、地区まちづくり育成条例で地域まちづくり団体がありますが、地域代表制を付与するための自治体側が長くやってきた実績がある仕組みで、1980年代から各自治体が条例で工夫し、国はそれをまねて都市計画法を改正しているわけですので、そういう新しい制度の先駆けとなるような仕組みを川崎市がつく

っていくというような行政の取組もあるのではないかということ議論しました。

岸本副委員長 資料6の1つ目の事例は小委員会でも議論をするということなので、私と委員長の議論はどちらかというと2つ目、3つ目の事例でした。

例えば、地域における高齢者の見守りで、企業が見守り活動を行うことになっていますが、いろいろなパターンがあって、ITを活用するといったような事業で入ってくる場合もあるわけで、そうするといろいろな主体が地域における高齢者の見守りということで協力していくわけなので、そこでは何かしらの共通の目標を持つ、成果をお互いにチェックしながら進めるといったコミュニケーションの仕組みづくりが必要になるのではないかという議論をしました。

就労困難者の自立支援の事例では、取組の大きな担い手としてソーシャルビジネス事業者が入っているのですが、そういう相手方を見つけるのが難しいという課題があるのではないかということがあり、そうするとそれに対して川崎市独自の認証制度といったような、頑張っていることを認める企業マークとか、やさしい雇用企業マークといったようなものをつくっていくという施策の方向性というものがあるのではないか。そういうものができ上がるとその次のステップとして公共調達といった議論に繋がる可能性もあると思いました。

【廣岡委員・村瀬委員のグループ】

村瀬委員 我々が話していたのは2、3つ目より1つ目でした。地域づくりは、その前の提言のところにもあった、新しい価値の創出といったことをしていかないと、なかなか難しいという気がして、取組の関係者にソーシャルビジネスが入っていないということが気になりました。この事例こそソーシャルイノベーション的な新しい取組や新しい価値を提供するようなことが出てきても良いのではないかと思います。例えば、宮前区で一般財団法人カワサキノサキがやっている農園フェスは、地域の農業の場を使うのですが、人がすごく来て、盛り上がっていて、これから先いろいろな課題はあるのですが、そういった新しいコミュニティづくりをやる場も必要なのではないかということをお話していました。

名和田委員長 それも法人制度と関係がありそうですね。今、コミュニティ活動の中で事業性の高い部分を法人として切り出すということがすごくたくさんあります。農業もそうですし、コミュニティバスの運行もありますし、違うところでは水力発電、買い物支援、介護関係でもあります。

村瀬委員 行政にもいろいろ関わってほしい部分も結構あると思いますので、その辺をどう制度化していくかということも必要なのではと思います。

廣岡委員 こういう課題を追っていき、それをどう報告書に落とし込むかということを検討しているのだと思うのですが、課題に入る前に第3章の提言1の(4)に行政がやることについて触れていて、その後に提言2として「検討課題の施策の方向性について」となっていて、これはどうするのかということが気になりました。

事務局 分かりにくくなっていますが、提言1の部分はピラミッド図の第二階層の基本方針で新しい協働・連携及び視点について記載するものとなっており、(4)は終わりとして今後その理想をもとに各施策に落とししていくというものとしての位置づけです。より具体的な施策メニュー等に関することは、P28の第3章「2今後の検討課題や施策の方向性について」で整理します。P27

「(4)基本方針に基づく今後の施策推進に向けて」の最後にあっても良いという考え方もあるのですが、ここは第二階層につながるものとして捉えた場合、具体的な施策メニューはさまざまな課題や時代の状況変化に合わせて動いていくので、ある程度普遍的な書き方が望ましいと考えています。そのため、提言1(4)で、例えば、ICTの活用や情報発信は、時間軸を意識するといずれ一般化してしまうと思うので、そうしたものはここには入っていません。

【治田委員・末吉委員のグループ】

治田委員 私たちは2つ目の事例を議論しました。例えば、町内会・自治会で言えば、担い手が高齢化していても見守りはできないという中で、市民活動団体、社会福祉協議会の役割が書いてありますが、むしろ規制緩和し、町内会・自治会にお金が落ちているとすれば、それを市民活動団体が請け負って事業を行うといった仕組みの転換まで考えられれば、意味があると思います。このままいけば、別に調整をしなくても事業自体は進んでいくので、そういうところまでコーディネートできれば良いと思います。対価を払わないとなかなかこういうことはできないこともあり、今は市民活動団体にはそういうことを委託する事例がほとんどないので、こういうことができたら良いという議論で終わりました。それが本当に良いのかどうか、制度的にどうかということは別として、そういった考え方もあるかと思います。そういう課題で言うと、防犯・防火等にも転換できると思います。

それからすごく印象的だったのは、この担い手に議員が入っていないということです。地域づくりの担い手として、目指すべき社会のイメージ図の中に議員があっても良いのかという気もするのですが、議員を入れることにより行政として少し嫌だということもあったので、本当はそういうところに課題があるのではないかという話をしました。

岸本副委員長 担い手として高齢化してできないという「担い手として」というのは、地域の見守りをする人なのか、それともコーディネーター役の人なのか、どちらなのでしょう。要するに、役員の担い手がなくてコーディネーター機能を担うのは大変だということを言っているのか、地域を巡回する人がいないというお話をされているのか、どちらなのでしょう。

末吉委員 現場で見守りをしてくれる方もいるのですが、70歳代から80歳代の方が見守っている状態です。その人たちの志というか意気込みの中につくった組織でいるのですが、見守られている方はそういった組織に参加していません。それは違うのではないかと感じてしまいます。

行政職員の方々は給料をもらい仕事をしている人たちであり、地域包括支援センター等に職員と地域で活動をしている方々と意見交換をしたとき、見守りについて相談をしたり、意見を述べたりしても、戻って調査してからまた伺いますという形になってしまいます。一旦戻らなくても、その場、その時に行動し、問題解決にあたることの必要性を感じています。仕事として行っているものと、奉仕活動として行っているものとの考え方に差があるのではないかと思います。同じ目線で行動しない限り、協働・連携はできないと思います。

先ほどのお話にもあったように、そういうことができる人に対価を支払い、お願いをしたらどうかと思います。見守ることで対価をもらえるわけですから、そういった組織に受託することも必要ではないかと思っています。

名和田委員長 岸本副委員長からの質問の回答としては、両方ということなのではないでしょう

か。今のお話だと、コーディネーターにこうしなさいと言う役回りの人がいないようにも思えますし、地域を巡回する人自体の数も少ないように思います。

末吉委員 町内会等でも老人会に対して町会費からお金を出してお願いすることもあります。そうすればいろいろな事業に対して協力してくれます。それはお互いの協調性だと思うのですが、ただ見守りをなぜ地域に投げってしまうのかと思います。地域は地域で頑張っているのに、その上に投げて、仲間でない人をなぜ組織が対応しなくてはいけないのかという葛藤が出てきます。誰かができないから下請に委託してしまうと思います。下請は下請なりに対価をもらっても良いのではないかと思います。やはり行政の方からこういうことをやってほしいというのが一番良いです。それから地域の中では、道路の緑地帯の掃除等を市に届出をした地域団体が対価をいただいています。我々は市が委託で植木屋さんに出すよりも地域でやった方が、維持管理費が下がるという考えでやっていますが、そういう形が取れるのではないかと思います。

これから特に高齢者の見守りは、そういった組織づくりをしていかないと、責任がないので、どこかで活動できなくなってしまうのではないのでしょうか。

【岩本委員・小倉委員・齊藤委員・下川原委員のグループ】

小倉委員 1つ目の事例の地域コミュニティの希薄化と担い手の事例を考えていくと、希薄化だけで話を進めた方が良いのではないかと思います。取組の関係者の記載内容に違和感があります。希薄化に対して企業から物資をもらっても仕方がないので、例示がおかしいと思います。

事務局 事例としては、地域活性化のためのイベントやお祭りのようなものをイメージしていました。学生等を巻き込んで、賑わい創出というイメージです。

小倉委員 結局、我々も自分たちの関わっているものならよく分かるのですが、そうではないものなので、企業といっても規模や業種などによっても違いますので、事例をつくるのは難しいというような話もしていました。

名和田委員長 一周していろいろと意見が出たと思いますが、時間が許す限り全体で議論をして、残りは宿題という形にしたいと思います。事例にこだわる必要はありませんが、これまでにしたことに対する意見でも構いませんので、もう少し議論を進めたいと思います。

治田委員 もう一度課題出しをしておきたいのですが、協働・連携の基本方針ができることにより、川崎市としてどういう地域社会を描いているのでしょうか。総花的に議論しているような気がしていて、むしろ事業者からすると、地域にある市民活動団体やソーシャルビジネス事業者が強くなってほしいから協働・連携を行い、それによって地域が良くなるという考えがあるのであれば、議論の立て方はあるのかなと思います。例えば、資料6でソーシャルビジネス事業者や市民活動団体は、こういう事業をやっていてどうも行政と協働で事業展開できそうだなってほしいのか。今、川崎市で起きていることは、例えば、アイエスエフネットグループ（川崎市と就労困難者の雇用に関する包括連携協定を締結している企業）が事業を展開していますが、川崎市としてずっとアイエスエフネットグループと付き合い方が良いのか、むしろそういったノウハウをもった地元の事業者を育成していくようなのが良いのか、それに伴ったルールづくり方があるのではないのでしょうか。

公的な契約にあたっての基準等が法人格と合っていないところをきちんと頭出しをした方が良いと思っているのですが、そのあたりを最終的にどうするかということについて、もっと議論する機会があると良いと思いました。

小倉委員 協働型事業のルールを策定した時は、行政と市民活動団体できちんとした契約をし、対価もきちんと払うことを目指してきたわけですが、今回、いろいろな主体がある中で、企業も入っているわけですし、そういうところときちんと協働・連携する仕組みはまた別途つくらないといけないと思います。今までのやり方とは違うやり方をしないとダメです、アイエスエフネットグループのように包括連携協定を結びやっているところもありますし、いろいろなところが出てきていて、それぞれ違うとは思いますが、基本的な部分では企業などはダメということではなく、協働の担い手は全て出すと書いてあるので、その全ての担い手が協働・連携できるような形でやはりベースをつくっていかないと難しいと思います。

廣岡委員 そうすると、何となく第3章の1と2の流れがない。今後の検討課題や施策の方向性で、例えば4つの視点の役割分担、市民同士の連携、目的の明確化、公平性・透明性の確保について、どういうことをするためにこういう施策をやるといった流れにしていかないと、クラウドファンディングなどの言葉がただ出てきてしまって、その元になる、例えば、市民同士が連携するための場をどうつくるのか、公平性・透明性をどう確保していくのかといったところが必要だと思います。

事務局 事務局としてもそこを埋めたいと思っています。先ほどP27とP28が分かりにくいという意見がありましたが、まさしく廣岡委員の意見のとおり、今後、市はどのような具体的施策の方向性が考えられるかということ、つながりとしてももう少し整理する必要があります。例えば、先ほど岸本副委員長が指摘された少なくともソーシャルビジネス関連に対しては、認証制度やあるいはビジネス育成に向けたマーク的な何かが必要ではないかというご意見は、背景に協働・連携のこれからの担い手の1つとしてソーシャルビジネスが抱える課題として、まだまだ認知が足りない、基盤強化が必要といった分析の中から出てきたものと思います。の同様に、連携する上で企業も多様であり、その中でも中小企業支援と大企業等との包括協定を締結する際のルール化が必要であるとか、そういう理論的な体系化についてのご意見やアイデアを得られたら良いと思い、資料6を作成しました。

廣岡委員 企業なのか市民活動団体なのか明確でないから、そこがすごく曖昧で、市と公平に協働・連携する相手先としての制度的な認証があると良いと思う。

事務局 提言として、ここの部分は今後、協働・連携を進める上で重要な部分なので、先程も事例で公共調達といったことも出ましたが、そこは出していき、そのためにはやはり文脈があると思いますので、協働・連携する社会的な課題解決の新たな事業者の主体の多様化に対応しきれていないなど、協働・連携を実現するにはどうしたらよいかという視点などで提言をいただきたいと考えており、必ずしも具体的施策メニュー等を出して欲しいというものではありません。

岸本副委員長 これは今後の検討課題の施策の方向性についてなので、個別施策ではなくてその施策が必要とされる背景の整理とメニュー出しというか例示として入るぐらいではないかと思っています。

小倉委員の意見では今まで多様な主体との協働・連携はなかったということですので、その場を設定する時の課題とその解決のための施策の方向性というのは、今日初めて議論しているのではないかと思います。そのため、具体的な課題があって、それを一度議論してまた戻り、第3章1の基本理念のところにも反映されるし、第3章2の施策の方向性のところにももう少し具体的に書き込まれて、場合によっては今のメニューは再構成されるということだと思えます。

村瀬委員 資料6ではその取組の関係者の項目に町内会等と行政が並んでいて、目指すべき社会のイメージ図でも行政が周りにいます。先ほど廣岡委員が指摘したように、P27(4)は行政の立場としてやらなければいけないところがあって、資料6にしても、では行政は何をやるべきかという欄が縦列にあった方が分かりやすいのではないかと思います。それも含めてこれから議論するのですが、何となくそういう気もします。行政のやるべきことが後援、活動の周知、広報だけというように見えて、分業してしまうだけの話なのかという感じになってきているので、そうではないような気がします。

名和田委員長 分業体制の元で行政固有の役割は何なのかということについて、見通しをつけるのが提言の中身だとすると、先ほど岸本副委員長と私の話し合いの結果にあったことが行政固有の課題に対してやれることなのではないかと思います。多元主体的なシステムができた時に行政固有の役割は何なのか。特に、我々が検討しているのは第二階層部分ですが、第一階層はものすごく抽象的ではあるが自治基本条例があり、第三階層は具体的にある程度動いていて、その間の部分を検討するということになる、第三階層部分のイメージから引き出される行政固有の役割は何なのかと考えると、何となく順番が逆なのではないかという気がしてきてしまいました。

岸本副委員長 確かに施策といった時に行政固有の課題になるのですが、検討委員会の報告書で行政固有の課題を最終結論にして良いのかどうかという議論があるような気がします。それぞれの役割という書き方で書くというのも1つの形なのではないでしょうか。

齊藤委員 コミュニティの希薄化と言いますが、コミュニティにもいろいろあると思います。最初の議論の中にも出てきましたが、情報コミュニティなども出てきているので、そういうものを取り込んでいけば、必ずしも希薄化とは言えないと思います。そういう見方を入れていったらどうでしょうか。

それから高齢化は問題ではなく、大歓迎だと思います。動ける人がそれだけ増えているということであり、高齢者がどんどん動いてくれば、それこそ健康にも良いし、医療費の問題にとっても良いことだし、そういうふうにつまみ直した方が良いのではないのでしょうか。

事務局 資料6の課題設定自体が委員会の報告書にそのまま掲載することは想定しておらず、提言を引き出すことを目的としたワークシートの趣旨で、ブレスト用に作成したものでした。ただ、作業時間の関係で課題設定が深掘りされていなくて分かりづらかったと思います。

第2章で、これまでの審議で施策に繋がるベースとなるようなものをそのまま各委員会のテーマ設定に従って入れているのですが、協働・連携の今後の検討課題や多元社会における行政の今後のあり方や施策の方向性といったものについて、あり方と施策を関連させるための整理が必要であると考えました。

また、この間の委員会での議論でも、地域レベルから全市的レベルまで、内容が多岐に渡っており、そうした大まかな事例ごとに分けて、例えば行政以外の色々な担い手の役割をある程度整理して、一般的には企業としては今後こういう役割が求められるので、こういう施策が必要だなどといったご意見や、または今後行政として必要となるつなぐ役割や、コーディネートや触媒の役割を果たすことが必要であるとか、中間支援組織もおそらく同じところになるのかなと思いますが、ただそうしたご意見が本当に実状に合っているのか、合っていないのかという確認や、例えば、先ほど、庁内検討会議の主な意見についてご紹介がありましたが、実際に各区役所では、協働・連携を進める一歩手前の状態という一面が現場に近いところの生の意見だということも仮説としてあるとすれば、いきなり協働・連携のあり方と施策の方向性と別々に整理するのではなく、ケース事例として1ステップ間を置くことにより、なぜ協働・連携に、そうした施策が必要なのかと言う関係性や必然性を明らかにしたいというのが趣旨になります。そうした整理をすることで、市民活動支援指針と重なる部分はあるのですが、例えば市民活動団体に対する段階的、伴走的支援が必要というところにリアリティが出てくるというか、協働・連携をする上で、やはりそうした施策が必要なのだとこのところを整理したいというのが、このシートの狙いでした。

名和田委員長 整理できるかどうかは議論していかないと分からないと思いますが、今日はもう時間がありませんので、また修正案を提示されればそれに対して委員も意見が言えます。それから地域における協働・連携の仕組みづくりについては小委員会でもう少し考える機会があります。いろいろな意見は出してもらえたと思いますので、もう一度精査して報告書案をブラッシュアップしていただいて、委員も宿題に対応していきたいと思います。

3. その他

■事務連絡

主に以下の内容を確認した。

- ・今後の報告書作成の流れについて
- ・次回第8回は10月13日（火）の17：00から開催予定。（会場は未定）

以上